

年 月 日

下松市長 様

住 所

事業者名称

代表者氏名

印

住宅改修費受領委任払いについての承諾書

- 1 被保険者から住宅改修費受領委任払いの申出があった場合は、被保険者からは、現に当該住宅改修に要した費用のうち、市から支給される居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費（以下これらを「保険給付分」という。）を除いた自己負担金の支払を受け、保険給付分については、委任に基づいて請求を行い受領すること（以下「受領委任払い」という。）を承諾します。
- 2 下松市介護保険住宅改修費受領委任払い取扱事業者名簿への登録を希望します。
- 3 受領委任払いを承諾するに当たっては、次の事項を遵守します。
  - (1) 関係法令、下松市介護保険住宅改修費受領委任払い実施要綱（以下「要綱」という。）等を遵守すること。
  - (2) 被保険者から、住宅改修を受領委任払いで行うことを求められた場合には、その者の提示する介護保険被保険者証によって被保険者資格、要介護認定等の有無及び有効期間の確認並びに要綱第2条の規定に該当することを確認すること。
  - (3) 正当な理由なく、受領委任払いによる住宅改修の提供を拒まないこと。
  - (4) 住宅改修を受領委任払いにて行う場合は、その施工に係る見積書を作成して被保険者等に発行すること。その際、見積書には、当該住宅改修の内容、箇所及び規模、当該住宅改修に要する費用（住宅改修費等及び自己負担分の内訳）並びに施工事業者名、連絡先等を明記すること。
  - (5) 当該住宅改修に関する見積書の記載事項に変更があった場合には、速やかに、その変更の内容を当該被保険者等に通知すること。
  - (6) 住宅改修に係る費用については、自己負担金の支払を被保険者等より受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、工事完了及び自己負担金の受領後、被保険者等へ領収証を発行すること。

(7) 市は要綱第9条の規定する請求書を受領した月の翌々月の末日までに、事業所の指定する口座にその金額を振り込むという事務処理を承知していること。

(8) 受領委任払いを利用する被保険者等が、次の事項に該当する場合は、遅滞なくその旨を下松市に通知すること。

ア 不正な行為により、住宅改修費を受け、又は受けようとしたとき。

イ 正当な理由なく、当該住宅改修を行うに当たって必要な手続等に関して協力しないとき。

(9) 受領委任払いを利用するに当たって、手数料等の当該手続に係る費用を被保険者等から徴収しないこと。

4 住宅改修を行うに当たっては、次の事項を遵守します。

(1) 被保険者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、当該被保険者の心身、住宅の状況等を踏まえた適切な住宅改修を行うよう努めること。

(2) 下松市、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

(3) 被保険者等からの苦情等があった場合、必要に応じて事実関係を確認するための訪問等を行い、被保険者等の立場を考慮しながら、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。なお、これらの苦情等の概要及び処理方策について、市長に届け出ること。

(4) 住宅改修の施工に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により、被保険者等の生命、身体、財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、被保険者等に対してその損害を賠償すること。

(5) 事業者の役員、従業員等は、業務上知り得た被保険者等の秘密を漏らしてはならないこと。

5 住宅改修費を代理受領するための口座は、次のとおりです。

口座	銀行・農協 金庫・漁協	本店・支所 支店・出張所	種目 ・普通 ・当座 ・貯蓄 ・別段	口座番号				
	金融機関コード	店舗コード						
	フリガナ 口座名義人							